

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第42号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年鳥取県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>鳥取県建築士法施行細則</u></p> <p>（事務所登録の通知） 第2条の2 略 2 略 3 <u>法第23条の8</u>及び法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された場合においては、第1項の登録通知書を所管総合事務所に返納しなければならない。</p> <p>（登録簿等の閲覧） 第3条の2 <u>法第23条の9</u>各号に掲げる登録簿等の書類は、鳥取県生活環境部住宅政策課並びに鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納） 第6条 略 2 <u>法第8条の2</u>の規定による届出は、<u>所管総合事務所長を経由して、知事に届け出なければならない。</u> 3 2級建築士又は木造建築士が失そう宣告を受けた場合においては、<u>戸籍法</u>（昭和22年法律第224号）による失そうの届出義務者は、失そう宣告の日から30日以内にその旨を所管総合事務所長を経由して、</p>	<p style="text-align: center;"><u>建築士法施行細則</u></p> <p>（事務所登録の通知） 第2条の2 略 2 略 3 <u>法第23条の7</u>及び法第26条の規定により登録を抹消され、又は取り消された場合においては、第1項の登録通知書を所管総合事務所長に返納しなければならない。</p> <p>（登録簿の閲覧） 第3条の2 <u>法第23条の8</u>の規定による登録簿は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所及び鳥取県西部総合事務所の生活環境局建築住宅課に備え置いて閲覧に供する。</p> <p>（免許の取消しの申請及び免許証の返納） 第6条 略 2 2級建築士又は木造建築士が<u>死亡し又は失そう宣告を受けた場合においては戸籍法</u>（昭和22年法律第224号）による死亡又は失そうの届出義務者は<u>死亡又は失そう宣告の日から30日以内にその旨を所管総</u></p>

<p>知事に届け出なければならない。</p> <p>4 2級建築士又は木造建築士が法第9条第1項又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を所管総合事務所長を経由して知事に返納しなければならない。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第7条 知事は免許を取り消した場合又は前条第3項の届出があった場合においては、登録を抹消しその名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。</p> <p>2 略</p> <p>(変更等の届出及び業務に関する報告書の提出)</p> <p>第8条の2 法第23条の5及び法第23条の7の規定による届出並びに法第23条の6の規定による報告書の提出は、所管総合事務所長に対して行わなければならない。</p>	<p>合事務所長を経由して、知事に届け出なければならない。</p> <p><u>3 2級建築士又は木造建築士が後見開始又は保佐開始の審判を受けた場合においては、それぞれ後見人又は保佐人は、その審判の日から30日以内に、その旨を所管総合事務所長を経由して知事に届け出なければならない。</u></p> <p>4 2級建築士又は木造建築士が法第9条前段又は法第10条第1項の規定によって免許を取り消された場合においては、取消しの通知を受けた日から10日以内に免許証を所管総合事務所長を経由して知事に返納しなければならない。</p> <p>(登録の抹消)</p> <p>第7条 知事は免許を取り消した場合又は前条第2項の届出があった場合においては、登録を抹消しその名簿に抹消の事由及び年月日を記載する。</p> <p>2 略</p> <p>(変更及び廃業等の届出)</p> <p>第8条の2 法第23条の5及び法第23条の6の規定による届出は、所管総合事務所長に対して行わなければならない。</p>
--	--

附 則

この規則は、公布日から施行する。ただし、第3条の2の改正（「景観まちづくり課」を「住宅政策課」に改める部分に限る。）は、平成20年4月1日から施行する。